

平成26年6月5日

各位

東京建物不動産販売株式会社

当社子会社に関する国土交通省からの監督処分について

当社子会社である株式会社東京建物アメニティサポート（本社：東京都墨田区、代表取締役社長：矢内良樹）が、本日付にて国土交通省関東地方整備局よりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条及び第82条の規定に基づく指示処分及び業務停止処分を受けました。

このような事態を招き、お客様ならびに関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしますことを深くお詫びいたします。

当社は、今回の同社に関する指示処分及び業務停止処分を厳粛に受け止め、当社グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、添付しております株式会社東京建物アメニティサポートのリリース「ご報告とお詫び【国土交通省からの監督処分について】」をご覧ください。

以上

(参考資料) 本資料は、株式会社東京建物アメニティサポートの発表資料です。

平成26年6月5日

各位

株式会社東京建物アメニティサポート
代表取締役社長 矢内 良樹

ご報告とお詫び

【国土交通省からの監督処分について】

本日、当社は、国土交通省関東地方整備局よりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条及び第82条の規定に基づく指示処分及び業務停止処分を下記のとおり受けましたのでご報告申し上げます。

お客様ならびに関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本件を厳粛に受け止め深く反省するとともに、再発防止に向けた業務管理体制の整備、業務の改善を行っております。さらに、全社員への法令順守の徹底、コンプライアンスの強化を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

【監督処分の内容】

1. 処分年月日

平成26年6月5日

2. 処分の内容

○マンション管理適正化法第82条の規定に基づく業務停止命令（30日間）

(1) 業務停止期間

平成26年6月19日から平成26年7月18日

(2) 停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務

ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務、並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

○マンション管理適正化法第81条の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者すべてに速やかに周知徹底すること。
 - ② 管理組合の財産管理について、現金等を取り扱う場合は、適正に実施されるよう更なる周知徹底を図ること。
 - ③ 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。
 - ④ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - ⑤ 管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、再発防止にむけた取り組みとして再発防止策の策定、社内教育等を継続的に実施すること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

- (1) 被処分者が管理受託している管理組合において、管理組合名義の通帳・印鑑を同時に保管（印鑑を元管理員が保管）していた。
このことは、マンション管理適正化法第76条違反により、同法第82条第2号に該当するものである。
- (2) 被処分者が管理業務を受託している管理組合において、被処分者の元管理員が管理組合財産を不正に受領し、当該管理組合に損害を与えた。
このことは、マンション管理適正化法第81条第1号に該当するものである。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社東京建物アメニティサポート コールセンター
0120-213-250〔受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日を除く）〕